

平成31年度 大分県スクールソーシャルワーカーの募集について（新規）

大分県教育委員会

平成31年度スクールソーシャルワーカー配置事業において、県立学校に配置するスクールソーシャルワーカー及び市町村教育委員会へ推薦するスクールソーシャルワーカーを下記の要領で若干名募集します。

1 職務内容

市町村教育委員会、県立高等学校長の指揮監督の下に、概ね以下の項目の職務を行う。

- (1) 問題を抱える児童、生徒等が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員への研修活動等
- (6) その他市町村教育委員会、県立高等学校長が必要と判断した職務

2 応募資格

以下の項目の全て条件を満たすこと。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

3 採用予定者数

平成31年度予算成立後に決定（若干名）

4 面接日及び会場

応募書類等が届き次第御連絡します。

5 選考方法

- (1) 選考方法：応募された方の中から、書類審査、個人面接により、採用者を決定します。ただし、平成30年度に大分県スクールソーシャルワーカー及び各市町村教育委員会のスクールソーシャルワーカーとして採用されている方は、面接を免除し書類審査、勤務状況等による審査を行います。
- (2) 選考結果：3月中旬頃に送付します。

6 選考基準

以下の観点による評価を行います。

- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質・適性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての専門性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての態度・意欲・情熱
- ・学校教育への理解、組織の一員としての適応力、社会性、協調性

7 応募手続

次の書類を簡易書留で郵送してください。

「スクールソーシャルワーカー応募書類在中」と朱書きしてください。

平成31年2月21日木曜日必着とします。

- (1) 個人調書
- (2) 健康診断書
- (3) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を証明する書類  
(厚生労働省が発行した登録証明書の写し。A4版の用紙で提出できるように、適宜縮小拡大する。)

(4) 返信用封筒

※ 82円切手を貼付けた、定型（長形3号糊付き）の封筒に応募者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を記入してください。

(5) 一度受理した提出書類は返却しません。

(6) 受付の確認には応じかねますので、書留の記録や送付した書類の写し等を保管しておいてください。

(7) 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

8 勤務条件（平成31年度予算成立後に正式決定。（2）（3）は、平成30年度の実績）

(1) 任用期間：辞令発令日から平成32年3月31日まで

※ 元号は来年5月に変わります。

(2) 勤務条件：1日6時間、週2日、年間48週以内。割り振りは別途所属長と協議し定める。

(3) 報酬：1時間当たり2,500円

9 身分等

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員

10 書類の提出先及びお問合せ先

提出先：〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁学校安全・安心支援課 スクールソーシャルワーカー担当

お問合せ先：097-506-5546（平日8時30分から17時15分まで）

【参考】地方公務員法

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者